

## 第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

### 第4部一第2 資源循環型ごみ処理の推進

#### I 基本的な考え方

##### ● これまでの取り組みと課題

市では、これまで新たな分別収集の実施、事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの減量・資源化を進めてきました。

また、東京たま広域資源循環組合では、平成 18 年度から焼却灰の資材化（エコセメント化）（注1）を行い、ふじみ衛生組合では、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うとともに埋立処分対象物も積極的に資源化を図り、最終処分場の長寿命化に努めています。

ふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」は、施設整備基本計画や実施計画の策定及び環境影響評価作業などの所定の手続きを経て、平成 25 年4月より稼働しました。施設の適切な運営を行い安全で効率的な運転を行っています。

今後も、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を持続していきながら、ごみの発生抑制に努めていく必要があります。

（注1）エコセメント：ごみの焼却処理後の焼却灰を原料として製造されたセメントのことです。

##### ● 施策の方向

ごみ処理の推進には、資源をできる限り有効に利用し、廃棄物となることを抑制し、廃棄物はできるだけ再利用し、どうしても利用できないものは適正処分することで、「生産」、「消費」そして「廃棄」の過程において、環境への負荷を少なくすることが求められています。

これまでの取り組みから、ごみの減量・資源化施策を徹底し、ごみの発生抑制を進めるため、市民・事業者・市がともに取り組み、引き続き、分別排出の重要性を啓発しながら、資源物の量や質の向上を図り、さらなるごみの減量・資源化に取り組めます。

また、まちの美観を維持し、快適な生活環境を保つため、まち美化パトロールによる不法投棄の防止やごみ出し指導等によるマナー・モラルの向上、市民との協働による啓発活動、他のパトロール業務との連携により、身近なところからまちの美化を推進していきます。

「クリーンプラザふじみ」については、その発電機能を十分に活かし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）等で積極的活用を図ります。

不燃物処理資源化施設（ふじみ衛生組合立リサイクルセンター）については、設備等更新計画を策定し、施設の改修・更新を検討していきます。

また、閉鎖管理している環境センターについて、安全な解体とその後の跡地利用について、検討していきます。

#### II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
一人一日あたりのごみ総排出量	743g	737g	725g	減量

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量をめざします。総排出量とは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められる資源物を合わせた総ての排出物の総量です。

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
最終処分場に埋め立てるごみの量	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>

最終処分場の負荷軽減をめざす指標です。ごみの減量・資源化を推進するとともに、焼却灰の資源化、クリーンプラザふじみでの不燃物残さの熱回収などを行うことで、ごみの埋め立てゼロを維持します。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

・市民は、ごみの減量・資源化施策に協力し、ごみの分別の徹底や生ごみの水きりなど生活者として協力できること、無理なく毎日続けられることを基本に4R(リデュース=ごみの発生抑制、リユース=資源の再利用、リサイクル=再資源化、リフューズ=不要なものは断る)を意識したライフスタイルの実践に努めます。

・事業者は、地域活動の主体としての意識を持ち、生産・流通・販売の各工程においてごみとなるものの発生を抑制し、環境に配慮した事業活動に努めます。

#### ● 市の役割

・市は、循環型社会の形成に向け、適正なごみの処理を行うとともに、ごみの減量・資源化施策を徹底します。

・市は、ごみの発生抑制推進のため、市民・事業者が協働で取り組む活動をコーディネートし、支援していきます。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

#### 1 計画等の改定と推進

(1)「ごみ処理総合計画2022」(仮称)の策定と推進	◎ ①「ごみ処理総合計画2022」(仮称)の策定と推進
	※ ②災害廃棄物対策マニュアルの策定

#### 2 ごみの発生・排出抑制

(1)発生・排出抑制施策の拡充	◎ ①ごみの発生抑制の取り組み
	※ ②拡大生産者責任の明確化
	③過剰包装・使い捨て商品の抑制
	④食品ロス対策等、有機性廃棄物の資源化の検討
	⑤事業系ごみの減量・資源化の推進

#### 3 啓発活動の推進

(1)啓発活動の展開	①啓発活動の効果的な展開
	②ごみ減量等推進員・地域住民との連携の強化
	③情報提供の充実
	④市民活動の支援
(2)環境学習等の推進	①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実
	②社会科見学の実施による環境学習の実施

#### 4 リサイクルの推進

(1)リユース施策の拡充	①リユース推進事業の支援
	②リサイクル市民工房の充実
(2)リサイクル施策の拡充	※ ①資源物収集への取り組みの推進
	②集団回収の推進

#### 5 収集・運搬体制の整備

(1)収集・運搬体制の整備	※ ①ごみ出しルール徹底の取り組み
	※ ②ふれあいサポートの充実

#### 6 中間処理の推進

(1)「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営	◎ ①「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営
	◎ ②余熱を利用したエネルギー回収の推進

(2)リサイクルセンターの整備・充実	◎ ①ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討
	②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進

#### 7 最終処分場の負荷軽減

(1)最終処分場の長寿命化	①焼却灰のエコセメント化の推進
	②ごみの減量・資源化の推進

#### 8 生活環境の維持とまち美化の推進

(1)生活環境の維持とまち美化の推進	◎ ①衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討
	※ ②まち美化の推進

#### 9 推進体制の整備

(1)推進体制の強化	①市民・関係団体・事業者等との連携
	②広域的な連携強化

#### 10 環境センターの安全な解体と跡地利用

(1)環境センターの安全な解体と跡地利用	◎ ①環境センターの安全な解体と跡地利用の検討 (「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照)
----------------------	---

### V 主要事業

#### 1-(1)-① 「ごみ処理総合計画 2022」(仮称)の策定と推進

「ごみ処理総合計画 2015」(改定)の計画年次が平成 27 年度で終了するため、その後のごみ処理計画「ごみ処理総合計画 2022」(仮称)を策定し、さらなるごみ減量施策を推進します。

持続可能な循環型社会を形成するため、基本となる4R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)の考え方を踏まえ、循環資源のリユースやリサイクル、拡大生産者責任の明確化及びごみ処理の効率化等を推進します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「ごみ処理総合計画 2022」(仮称)の策定と推進	策定、推進	前計画の推進	策定	推進			→

#### 2-(1)-① ごみの発生抑制の取り組み

平成 21 年度、家庭系ごみの有料化、ビン・缶類の戸別回収などを行い、ごみの減量・資源化が一定の効果をあげています。

さらなるごみの減量・資源化を進めるため、拡大生産者責任の明確化、過剰包装・使い捨て商品の抑制、レジ袋削減、事業系ごみの減量資源化等、施策の推進・取り組みが必要です。

ゴミゼロキャンペーン等の各種機会をとらえて、ごみの減量・発生抑制に取り組めます。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況 (26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
発生抑制の取り組み	推進	実施	推進				→

6-(1)-① 「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営

平成 25 年 4 月より稼働した、ふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」に搬入される可燃ごみの中に、不適格物(水銀等)が入らないように、ふじみ衛生組合と協力し搬入物検査や搬入事業者の指導を行い、安定的な運営に取り組みます。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況(26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営	推進	実施	推進	→			

6-(1)-② 余熱を利用したエネルギー回収の推進

平成 25 年 4 月より稼働した、ふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」の余熱を利用した発電をし、エネルギー回収を行います。その回収したエネルギーの一部は、ふじみ衛生組合で使用するエネルギーをまかなうほか、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)で使用するエネルギーに活用します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況(26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
余熱を利用したエネルギー回収の推進	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)への電力供給		発電	→	供給力	→	

6-(2)-① ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討

リサイクルセンターの安全で安定的な稼働を維持するため、老朽化が進む施設について設備等更新計画に基づき必要な施設設備の改修を行うとともに、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を行いながら、長期的な計画を検討します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況(26 年度末)	中 期				後期(31~34)	
			27	28	29	30		
ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討(一部事務組合事業)	ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの安定稼働	検討	検討	→				更新工事

8-(1)-① 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討

衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援(いわゆる「ごみ屋敷」対策)が近年求められています。ごみを除去するだけでなく、再発防止を視野に入れた居住者への支援が必要です。庁内プロジェクト・チームの中で、条例化も含め検討を行います。また庁内対策会議を立ち上げ総合的な対策を行います。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前期達成状況(26 年度末)	中 期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討	衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策の実施	検討	検討	→	施策の推進	→	

**VI 推進事業**

1-(1)-② 災害廃棄物対策マニュアルの策定

東日本大震災の教訓より、災害時大量に発生するいわゆる「災害がれき」を処理するためのマニュアルの策定が求められています。三鷹市地域防災計画との整合性を図りながら、災害がれきの置き場、搬出方法、中間処理等のマニュアルを策定します。

#### 2-(1)-② 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」を求め、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすることなどを要請します。

#### 4-(2)-① 資源物収集への取り組みの推進

特にプラスチック類については、容器包装リサイクル法による資源化をさらに推進するとともに、資源化できないプラスチックについては、熱エネルギーの積極的な有効利用を図るため、クリーンプラザふじみで熱回収を行います。

#### 5-(1)-① ごみ出しルール徹底の取り組み

収集日や分別ルールが徹底されない地域、住民に対して直接排出指導を行い、市民、事業者を理解と協力を求め、ごみ出しルールの向上をめざします。

#### 5-(1)-② ふれあいサポートの充実

ごみ出しのサポートの必要な方への支援として「ふれあいサポート」を引き続き推進します。必要に応じ、高齢者の見守りサービスを行い、地域のコミュニティ創生を支援します。

#### 8-(1)-② まち美化の推進

市民の快適な生活環境のため、引き続き、まちの美化に対する取り組みを推進します。ごみ減量等推進員とともに、たばこのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、マナーやモラルの向上を図ります。三鷹市環境指導員(まち美化パトロール)による、不法投棄の調査や撤去、ごみの出し方に関する指導などを推進し、さらに道路パトロール・公園パトロールと連携を強化することで、さらなるまちの美化を推進します。また、市民の日常的清掃活動や市とのパートナーシップによるみちパートナーや公園ボランティアの活動も支援していきます。

## Ⅶ 関連個別計画

・ごみ処理総合計画 2022(仮称)